

流山市地域防災計画（素案）に対する意見等及び市の考え方

流山市地域防災計画（素案）に対する意見等及び市の考え方について、次のとおり公表します。

番号	意見等	市の考え方	記載箇所	素案の修正
1 -	阪神大震災がおきた頃、自治会の班長をつとめていたので、その当時住民一人ひとりが災害にあったらどうするかを心構えで盛り上がりました。当時、水を確保することを念頭に、班で井戸を掘ったら等と提案され、実際に井戸掘り業者にあたり調べたりもしました。流山市は平野にもかかわらず、海岸沿いの市川市、船橋市等とくらべて、高台になっていること、江戸川沿いの一部地域では、水の被害が心配されるが非常に恵まれているように感じました（高い建物もなく）。平成27年度までに、耐震化率90パーセント目標設定などがありますが、いつ起きるか分からないこともあり、むしろ実際に起きてしまった時、どこに避難し、どうすればよいかということ、自治体、会社、学校等で住民、職員がすぐに対応できる体制の周知をはかった方がよいと思います。	地震による死者の発生が、建築物、特に木造建物の倒壊によるものが多いことから、昭和56年以前に建てられた木造建築物について耐震化を推進することとし、平成27年度までに耐震化率を90パーセントとすることとしたものです。なお、地震による被害を最小限にとどめるため、平常時から防災計画、防災体制や災害時の心得及び避難救助の措置等について可能な限り多様な媒体を用いて広報を行い、市職員や市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及に努めることとしております。さらに、市や自主防災組織等による防災訓練を実施することで、災害発生時の対応能力の向上を図り、各自の役割に応じた活動が円滑かつ組織的に行えるよう、災害時の行動への習熟を図っていくこととしております。	震災編2-1 震災編2-11 震災編2-34 風水害等編2-1 風水害等編2-10	なし
	新潟地震でいつも見る光景ですが、体育館に板のう上にシートを張りざこね、トイレが満員で、エコノミー症になる等、たとえばエアマットや畳、ついたてやカーテン等の仕切りでもせめてあれば全然違うのでは等と思います。	避難所の指定に当たっては、一時的宿泊滞在が可能なような設備・施設を有し、間仕切り等被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努めるよう定めております。また、避難生活の長期化により被災者の健康が損なわれることが無いよう避難所巡回健康相談やエコノミークラス症候群対策、被災高齢者の生活機能低下、特に生活不活発病対策を行うこととし、医師会等への協力を要請していくこととしております。	震災編2-72・73 震災編3-97・98 風水害等編2-61・62 風水害等編3-104・105	
	また井戸があるお宅も農家にあると思うので、四国の水不足の時に井戸開放等とあったので、原始的ではなく最先端のような気がします。	災害により飲料水の確保が困難になった場合は、給水車等により応急給水を実施するとともに、浄水場及び各小中学校に設置を進めている災害用井戸等の水を有効利用し、さらに災害救助のため、緊急に飲料水が必要となった場合は、事業所や家用井戸に飲料水の供給を要請していきます。また、給水車等が不足する場合は、相互応援協定に基づき、他市町村や県に応援を求めることとしております。	震災編3-105・106 風水害等編3-112・113	あり
	相馬市にある流山市の宿泊施設等は、そのままたとえば高齢者で要介護を受けている人等を移動してそこに滞在させる等、すこし遠くの地域の市と提携して相互関係を結び、疎開させたり、食料、ごみ等助け合うシステムを作っておくとよいのではと考えます。	ご意見の流山市民ふれあいセンター「相馬ユートピア」の活用につきましては、議会の議決を得て平成20年3月31日をもって廃止となります。また、距離や交通網への被害等を考慮すると、避難所として活用することについては困難と考え、市では要援護者の利用に適した施設として、流山市地域福祉センターを福祉避難所として指定することとしました。また、自力による応急対策等が困難な場合は、姉妹都市である福島県相馬市や長野県信濃町並びに友好都市の石川県能登町や岩手県北上市、さらには千葉県内全ての市町村間とあらかじめ締結した相互応援協定に基づき、応援を要請することとしております。	震災編2-82・83 震災編3-120 風水害等編2-72・73 風水害等編3-127	
	病人やけが人を輸送できるヘリポート、陸上がだめになったとき水上（江戸川を利用）、船がどのくらいの船ならば入ってこられるか等、実際に細かく対応することができるように計画すべきと考えます。一番大切なことは、住民一人ひとり、どうしたらよいかを常日頃からたたき込むことではないでしょうか。	市は、災害発生時における応急対策の実施において、救援物資の輸送や重症患者の搬送等を迅速かつ円滑に行うため、輸送手段の確保を行うとともに、被害状況を勘案しながら、道路、河川、ヘリポート等を総合的に活用し、効率的な緊急輸送ネットワークの整備を図ることとしております。	震災編3-115 風水害等編3-121・122	なし
	転勤で福岡にいた頃、長期にわたる水不足で、ペットボトルを引越し荷物に沢山入れた記憶があり、そのとき東京の墨田区を模範にするとよいと話題になったことがあります。国技館、江戸東京博物館は、ゼロメートル地域といってよいくらいの海拔にあるため、設計者の菊竹氏がかなりの高床にし、雨水を無駄なくためる構造にし、地域住民も雨水をためる等水不足等に、もうかなり以前から取り組んでいます。	市は、災害により水道施設が破損し、供給が不能となった場合、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水拠点施設の整備や、応急給水資機材の備蓄等を整備し、必要な飲料水の確保に努めることとしております。また、現物備蓄、流通備蓄や雨水利用を含めた自助による備蓄等を合わせた効率的かつ適切な備蓄・調達計画を策定するとともに、救援物資の調達や物資輸送についての協力体制を整備することとしております。	震災編2-66・67 震災編2-68・69 風水害等編2-56・57 風水害等編2-58・59	

番号	意見等	市の考え方	記載箇所	素案の修正
	また、時間帯によっても対応が違っているので、たとえば食事時は火事の心配、ベッドタウンなので昼と夜とではまったく違う、高齢者世帯は昼夜問わず非常時にはお手上げにといった具合で、きめこまかな対応策を練り上げておく必要ありと考えます。	災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として、住民自ら初期消火や救出救護等を行うことが必要であり、自主防災組織編成において、比較的地域に多い定年退職者や職場が自宅近くにある方々の参加を促すなど、その構成員の調整を図ることとしております。また、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から管理し、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」という。）を平成20年度までに策定することとしております。	震災編2-4 風水害等編2-4	
	最後に、衛生面でうがい手洗い（アルコールでふく）等、歯科医である我孫子市長に意見を聞くとよいかと存じます。医療ばかりに気をとられますが、歯磨き、うがい等しない状態が続くと、たちまちのうちに食中毒、食欲不振になります。気がつくことは沢山ありますが、兵庫県の体験をお手本にするのが一番かとも思います。	市は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、県と連携して避難所内に避難所救護センターを設置し、歯科医等を加え、きめ細かな対応を図るよう定めており、救護班だけでは十分な対応が困難な場合は、医療ボランティアを確保することとしております。	震災編3-90・92 風水害等編3-97・99	なし
	その他、流山市は首都圏から逃げてくる人たちの避難場所になりうる可能性もあり、できれば農地や水田等はこれ以上宅地化されなければよい等としたりもします。	他市町村において災害が発生し、応援要請があった場合は、必要に応じ、被災市町村の被災者を一時受け入れるための公的な空住宅の提供や医療機関ならびに災害時要援護者を受け入れるための社会福祉施設等の提供もしくは斡旋を行うこととしております。なお、県計画に基づき災害発生時には、応急仮設住宅を運動公園他4箇所に建設することとしております。	震災編3-121 風水害等編3-128	
2	向小金付近は元々全体的に農地であったこともあり、幹線道路から一步入った道路（以下生活道路）は農道の面影を残し、狭くくねくねした形状を保っているところが多く見受けられます。一方、住宅の小規模再開発が進み戸建てが増傾向と見受けられます。現状、生活道路が狭く、車両の対面通行が困難であり、小規模再開発がされても道路が広がることなく、また、小規模再開発により行き止まり道路が多くなっています。このような状態では、災害時に建物倒壊等が起こると避難路がないうえ、迂回路もないという状況に陥ってしまいます。普段生活しているうえで交通安全面からも、安全上疑問を感じます。防災計画を進める上で必要不可欠と思われるので、道路整備等に対する安全な考え方を網羅していただきたいと思います。	向小金地域の都市基盤の整備につきましては、防災対策上、課題があることは認識しているところですが、道路等の公共施設の計画的整備に努めるほか、開発指導要綱等を通じ、防災対策を踏まえた土地の適正利用に努めて参りたいと考えております。なお、市全域を対象とした当該計画で、道路等の公共土木施設は、避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また、災害復旧の根幹となるべき施設であるとともに、火災延焼を防止する防災空間としての役割等、多様な機能を担っております。したがって、これらの公共土木施設については、事前の予防措置を講じておくことが重要であるため、適切な幅員を確保した幹線道路を計画的に形成するとともに、被害を最小限に止めるための耐震性強化及び被害軽減の諸施策を実施するものとしております。また、既存道路については、逐次改良及び補修を実施するよう努めるものとしております。	震災編2-42 風水害等編2-77	なし